

放送受信契約の未契約世帯に対する民事訴訟の提起等について

○ 本日、東京都内の1世帯について、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

未契約「世帯」に対する民事訴訟の提起は、去年11月16日以来、2回目です。

【これまでの対応】

- ・ NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- ・ 4月19日、現場で丁寧な対応を重ねても契約を結んでいただけない東京都内の14世帯について、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更しました。5月24日には、このうち3世帯について民事訴訟の実施予告を通知するなど、対応を重ねた結果、これまでに10世帯に契約締結に応じていただきました。
- ・ 一方、対応を重ねても、どうしてもご理解をいただけない1世帯について、今回、民事訴訟を提起しました。

【NHKコメント】

相手方に対しては、誠心誠意の説明を行いました。どうしても契約の手続きに応じていただけなかったため、今回、やむなく提訴に至りました。今後も受信料の公平負担の徹底のため、あらゆる努力をしてまいります。

... ..

○ また、東京都内の事業所2件について、3月14日、5月24日にそれぞれ担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し対応を重ねてきましたが、どうしてもご理解をいただけないため、本日、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を実施する旨の予告通知を発送しました。

【これまでの未契約世帯・事業所に対する民事訴訟】

- ・ 未契約の世帯については、去年11月16日に5件の民事訴訟の提起を行いました。うち4件はその後円満に受信契約を締結し、訴えを取り下げました。残る1件が東京地裁に係属中です。
- ・ 未契約の事業所については、平成21年と22年に計2件の民事訴訟の提起を行いました。いずれもその後円満に受信契約を締結し、訴えを取り下げました。